北上地区消防組合行政財産の使用許可規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年４月12日

北上地区消防組合
管理者　北上市長　　　管理者署名

北上地区消防組合規則第７号

（別紙のとおり）

北上地区消防組合行政財産の使用許可規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合行政財産の使用許可規則（平成25年北上地区消防組合規則第１号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第２号（第３条関係） ［略］ 備考　１　この決定について不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して異議申立てをすることができます。 ２　この指令書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。 様式第３号（第４条関係）	様式第２号（第３条関係） ［略］ 備考　１　この決定について不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます。 ２　この指令書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決裁の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。 様式第３号（第４条関係）

［略］	［略］
備考　１　この決定について不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して異議申立てをすることができます。	備考　１　この決定について不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます。
２　この指令書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。	２　この指令書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。
様式第５号（第６条関係）	様式第５号（第６条関係）
［略］	［略］
備考　１　この決定において不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、管理者	備考　１　この決定において不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、管理

に対して異議申立てをすることができます。 ２　この指令書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。	者に対して審査請求をすることができます。 ２　この指令書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用する。